

第三十五号議案

江戸川区教育研究所条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和七年二月十四日

提出者

江戸川区長 斉

藤

猛

江戸川区教育研究所条例の一部を改正する条例
 江戸川区教育研究所条例（昭和三十二年四月江戸川区条例第五号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

江戸川区教育相談センター条例

前文中「基き」を「基づき」に改める。

第一条中「本区」を「江戸川区の」に、「教育研究所（以下「研究所」という。）を」を「江戸川区教育相談センター（以下「センター」という。）を次のとおり」に改め、同条に次の表を加える。

名称	位置
江戸川区教育相談センター	江戸川区松島一丁目三八番一号 江戸川区民センター内

第二条を次のように改める。

（事業）

第二条 センターは、前条の設置目的を達成するために次の事業を行う。

一 学齢児童及び生徒に関する教育相談及び健全育成に向けた支援に関すること。

二 教育に関する技術的及び専門的事項の調査研究に関すること。

三 教育関係職員の研修

四 教育関係資料の作成及び保存に関すること。

五 前各号に掲げるもののほか、前条の設置目的を達成するために必要な事業

第三条を削る。

第四条の見出しを「（委任）」に改め、同条中「研究所」を「センター」に改め、同条を第三条とする。

付 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

（説明）

江戸川区教育研究所の名称を江戸川区教育相談センターに改めるほか、規定を整備する必要があるので、本案を提出いたします。